

お知らせ

野木町『産後ケア事業』が始まりました
 問健康福祉課 ☎(57)4171

出産後、安心して赤ちゃんのお世話ができるように、産後のお母さんとお子さんのケア、育児相談などを行う産後ケア事業を行います。少しずつ産後の体調を整え、子育てに必要な知識や技術を身につけるための相談やアドバイスを受けられます。

【対象者】

野木町に住所のある生後4か月未満の子ともその母親で、産後の育児不安や体調不良があり、ご家族などから支援を受けられない方

【利用方法】

申し込み↓利用決定↓利用

1. 利用の申し込み

①利用希望の利用形態(宿泊型・日帰り型)を選択してください。

②妊娠7か月以降、利用希望日の4日前までに、健康福祉課健康増進係(子育て世代包括支援センター)に「野木町産後ケア事業利用申請書」をご提出下さい。面接のご様子をお伺いいたします。

2. 利用決定

申請書を審査し、利用決定通知書を送付もしくは手渡しします。

3. 利用について

利用後に利用施設に料金(自己負担額)をお支払いください。

※利用料金および自己負担額は別途消費税がかかります。

【利用形態】

宿泊型(産科医療機関に宿泊)・日帰り型(産科医療機関に通所)の2つがあります。

(税抜)

産院名・所在地・連絡先	利用形態	利用料金	自己負担額
新小山市民病院 小山市神鳥谷 2251-1 ☎0285(36)0200	宿泊型	25,000円	5,000円
	日帰り型	1日: 13,000円 半日: 7,000円	1日: 2,600円 半日: 1,400円

【内容】

- ・お母さんのケア(必要時、乳房マッサージ。授乳や沐浴、生活の仕方についての相談やアドバイス。)
- ・赤ちゃんのケア(健康状態の確認。体重の確認等)
- ・育児全般(おむつ交換等のお世話全般についての相談やアドバイス。育児相談。)

【利用回数】

合計7日以内
 ※宿泊型・日帰り型を組み合わせせて計7日以内

※自己負担額は町民税非課税世帯・生活保護受給世帯の場合は無料となります。利用する年の1月1日時点で野木町に住民登録がない場合は、課税・非課税証明書もご提出下さい。

※双子以上のお子さんがご利用の場合、2人目以降は1人につき利用料金の3分の1程度加算されます。お子さんが入院中などの場合、お母さんのみの利用も可能です。産後ケア利用中は、小児科病棟における感染予防の為、上のお子さんの面会はできません。

※緊急時…まずは健康福祉課までお問合せください。また、施設でもご相談に応じます。

「こころとからだをリフレッシュ、やさしいヨガ教室」
(Bコース)

問健康福祉課 ☎(57)4171

ゆったりとした流れの中で自分のからだに目を向けて、こころとからだのリフレッシュをしませんか? 働く世代を対象に、ヨガを通してこころとからだの健康づくりを応援します。

運動習慣がない方でも是非この機会に、お気軽にお申し込みください。

①1月28日(火)

②2月25日(火)

③3月17日(火)

10時~11時30分

所町保健センター

対町在住在勤者で65歳以下の方

※Aコースを受けた方は対象外

定先着20名

講師

馬場 純子 氏

【持ち物】

運動の出来る服装、汗拭きタオル、水分、ヨガマット(お持ちの方はご持参ください)

④12月3日(火)

電話または健康福祉課窓口へ